

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（以下「この法人」という。）定款第17条の規定に基づき、この法人の役員報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で定める役員とは、この法人の理事及び監事とする。
2 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬)

第3条 役員報酬については、定款第17条第1項の定める範囲内において、支給することができる。
2 役員報酬額については、定款第17条第2項の定めるところにより、理事会の決議を経て決定する。
3 退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は、日割り計算を行わず、1か月分を支給する。

(報酬の支給日)

第4条 役員報酬は、月額をもって支給するものとし、月末締め翌月末日払いとする。

(費用)

第5条 その他、役員よりその職務を執行するために要した費用について、請求があった場合、遅滞なく支払うものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、2019年9月13日から施行する。(2019年9月13日理事会決議)